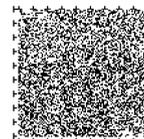


第2節 テーマ① 地域の支え合いを育むために

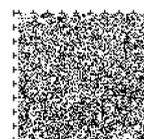


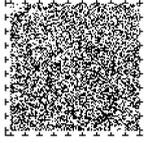
(1) 包括的な相談・支援体制の構築

【現状と課題】

- 国及び地方公共団体には、地域住民等と連携して、地域生活課題の解決を促進する施策の展開等をする責務があります（7、8ページ参照）。
- また、改正社会福祉法では、区市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するよう努めることとされました。
- 区市町村は、住民が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援するとともに、地域住民等による解決が困難な課題については、中心となって、支援関係機関と連携し、総合的な相談支援体制を整備することが必要です。
- 区市町村は、支所・出張所などの総合的な行政窓口のほか、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する地域包括支援センター、障害者総合支援法⁷に規定する基幹相談支援センター、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する子育てひろば（地域子育て支援拠点）、母子保健法（昭和40年法律第141号）に規定する子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター）、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に規定する生活困窮者自立相談支援機関、生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する福祉事務所など、各分野の専門相談窓口を設置しており、これらは区市町村が直接あるいは社会福祉法人等に委託して運営しています。
- 社会福祉法では、地域包括支援センター等の事業を運営する者は、自ら解決に向けた支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、支援の必要性を検討した上で、関係機関に対し、課題の解決に資する支援を求めるよう努めるものとされています。
- 国は、平成29年3月、2件の通知を発出し、地方公共団体や事業者による積極的な取組を促しています。
 - ① 地域づくりに資する事業の一体的な実施について（⇒117ページ参照）
介護保険制度、障害者総合支援制度、子ども・子育て支援制度などの各制度に基づく、地域づくりに資する事業を連携して一体的に実施できることや、職員が複数の事業に従事できることを示しています。

⁷ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）





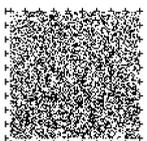
② 社会福祉施設等の職員が行う地域活動の推進について（⇒120 ページ参照）

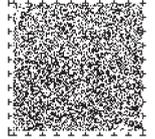
社会福祉施設等の職員が、施設等の利用者の自立等に資する地域活動に取り組む場合は、福祉サービスの提供に従事する時間として取り扱えることを示しています。

- 複合的な課題やはざまの課題に対応するためには、分野ごとの縦割りを排するとともに、課題の困難性に依りて身近な圏域からより広い圏域へと、情報と支援が複層的につながっていく仕組みを整備することが必要です。相談窓口や支援関係機関などの組織と専門職が持つ力を広げ、結び付けることで、アセスメント機能とコーディネート機能を発揮して地域住民等からの相談に包括的に対応できる体制を整備する必要があります。
- 住民に身近な圏域で個別の課題解決を図るための協議及び検討の場として、介護保険制度による地域ケア会議などの既存の場を拡充することも考えられますが、地域によっては、こうした場やコーディネート機能が複数存在し、参照する関係者が重複している場合もあります。区市町村は、新たな場の立上げだけでなく、既存の場や機能の整理や再構築も含め、地域における適切な体制を整備することが重要です。
- 33 ページ、35 ページに紹介している事例のように、都内の区市町村では、国の補助金等も活用し、身近な地区での相談支援体制を充実させるために包括的な相談窓口を設置したり、社会福祉協議会による相談機能・居場所機能・ネットワーク構築機能を併せた拠点の設置を支援するなど、地域の実情に応じた体制の構築が行われているところがあります。

【取組の方向性】

- 都内全域で地域福祉を推進するため、この計画に基づき、区市町村を支援する施策を展開します。
- 区市町村による、地域の実情に応じた包括的な相談・支援体制の整備を進めるため、好事例の普及を進めます。
- 区市町村や事業者が、様々な資源を活用し、包括的な相談・支援体制の整備を進めることができるよう、情報提供等の支援を行います。



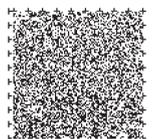


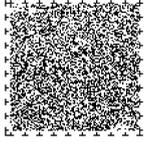
＜取組に至った経緯・背景＞

- 世田谷区は、全国的に少子高齢化が進み人口減少の傾向にある中、総人口が増加し、平成 29 年 10 月中に 90 万人を超えました。総人口の増加に伴い、高齢者の一人暮らし世帯、高齢者のみ世帯、障害者の方も増えている傾向にあります。さらにここ数年、出生数も増加し、年少人口も増えています。
- そのような中、虐待、DV、自殺やひきこもりなどが表面化しにくいことが課題となっており、また介護と子育て、介護と障害などの複合問題も生じています。
- 区ではこれらの課題に対して、「世田谷区地域保健医療福祉総合計画」を策定し、地域包括ケアシステムの対象を高齢者だけではなく、障害者、子育て家庭など広く捉えて推進し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指すこととしました。

＜取組の内容＞

- 区が目指す地域包括ケアシステムの考え方の下、地域包括支援センターの相談対象を高齢者だけでなく障害者や子育て家庭などに拡大するとともに、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）、社会福祉協議会地区事務局を一体整備し、三者が連携して身近な地区で相談を受ける「福祉の相談窓口」の開設と、地区の福祉的な課題の解決に向けた区民や事業者等の「参加と協働による地域づくり」に取り組む「地域包括ケアの地区展開」を平成 28 年 7 月から区内全 27 地区で実施しています。
- 「福祉の相談窓口」ではどこに相談してよいか分からず、潜在化しがちな問題や家庭内の複合した問題にも対応します。また、地区で解決できない問題については、専門の担当組織や専門機関に引き継ぎ、適切な支援が受けられるよう対応します。
- また、「参加と協働による地域づくり」では、様々な場面で地域住民や団体等から提起される課題を三者で把握・共有し、その解決に向けた方向性や手法等について検討する取組を進めています。三者が連携することで、高齢者の方などが集えるサロン空白地帯において、開催場所の確保、担い手の発掘や育成が進み、新たにサロンが設置できた事例もありました。
- 今後も「福祉の相談窓口」の充実と「参加と協働による地域づくり」を進め、いつまでも安心して暮らし続けられるまちづくりに取り組んでいきます。





(2) 地域住民等と行政の協働による地域生活課題の解決体制の構築

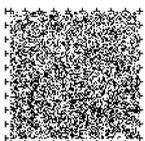
ア 社会福祉協議会との連携・協働と活動支援

【現状と課題】

- 社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とした社会福祉法に基づく団体であり、地域の様々な課題解決に向け、地域住民、町会・自治会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、社会福祉施設、専門機関などと協力し、行政とも連携しながら活動しています。
- 具体的には、ふれあいサロンや見守りネットワーク活動、地区社会福祉協議会の組織づくりといった住民による地域福祉活動の支援、ボランティア活動の推進、日常生活自立支援事業や成年後見制度等の権利擁護に関する活動、災害時要配慮者支援活動、生活福祉資金の貸付けなど、地域福祉に関する幅広い活動を行っています。また、地域住民や事業者が自分たちの住みたいまちづくりを協議する場づくりにも取り組んでいます。
- 近年、経済的困窮やひきこもり、社会的孤立、権利侵害など地域の生活課題が深刻化・複雑化しており、制度のはざまに陥り、必要な支援につながりにくい住民を丸ごと受け止め、解決に向けて取り組むことが求められています。そのためには、地域住民や社会福祉関係者、専門機関、行政など、地域における幅広い協働・連携の仕組みづくりが必要であり、地域住民や事業者が参画する社会福祉協議会が果たすべき役割はますます重要となっています。
- こうした様々な課題を抱える住民に対する支援体制を各地域で構築する必要があり、その内容を区市町村が策定する地域福祉計画に盛り込むことが重要です。計画策定に当たっては、社会福祉施設やボランティア団体など地域福祉を推進する団体が参加して住民主体のまちづくり等に取り組む区市町村社会福祉協議会が、積極的に協力することが期待されています。

【取組の方向性】

- 今後、住民主体の地域福祉活動を計画的に展開するため、全ての社会福祉協議会が、行政と連携しながら、住民や民間団体の活動・行動計画である地域福祉活動計画の策定に取り組んでいくことが重要です。
- 区市町村が地域福祉計画を策定する際には、社会福祉協議会に対して積極的な関与を求めるとともに、地域福祉活動計画と十分な連携を図ることで計画の実効性を高めていく必要があります。

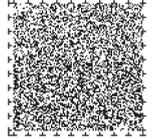




事例

地域における相談・交流・ネットワーク づくりの拠点

江戸川区社会福祉協議会 なごみの家



<取組に至った経緯・背景>

- 江戸川区社会福祉協議会では、地域の方々の協力を得ながら、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができ、年齢や障害の有無に関わらず、誰もが相談できる、気軽に集えるまちの拠点として、平成 28 年から「なごみの家」の運営を開始しました。
- 平成 30 年 3 月時点で、空き店舗を活用するなどして、4 か所開設しています。連合町会の区域を基本に区内を 15 地区に分け、平成 37 年までに全地区に 1 か所設置することを目指しています。

<「なごみの家 松江北」での取組内容>

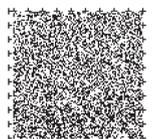
- 専門スタッフが常駐し、様々な相談を受ける窓口となっています。また、区役所が休みの日でも相談を受け付けられるよう、火曜日から日曜日に開館しています。相談内容を限定せず、複合化した問題にも対応し、必要に応じて専門機関につないでいます。
- 昼間は高齢者や子育て中の方が散歩の途中に立ち寄り、放課後の時間になると小中学生が遊びにやってきました。
- 子供向けの取組では、毎週土曜日、NPO に委託して、学習支援を行っています。学力向上を目的したものではなく、学習習慣の定着を図ります。
- また、月 1 回子供食堂を開催しています。子供だけでなく、大人だけの参加も受け入れ、多世代が参加できるようにしています。
- 地域住民向けに、関係機関を呼んで認知症や発達障害、服薬等に関する勉強会を開催しています。
- 高齢者向けの取組としては、認知症カフェや介護予防体操を月 1 回開いています。
- 区内在住の 65 歳以上又は障害者手帳等を持つ方で、申請のあった方へ「見守りキーホルダー」を渡しています。
「見守りキーホルダー」には管理番号やなごみの家の連絡先等が記載されています。所持者が外出先での急変時や身元が分からず保護された際などに、管理番号を基に警察や消防、医療機関等からの照会に対応できるようになっています。
- 医療機関、介護事業所、町会・自治会、民生委員・児童委員、ボランティア等と協力関係を築き、支え合い、助け合いの支援のため、地域支援会議を開催していま



施設内における交流の様子



見守りキーホルダー



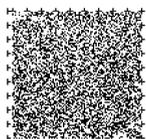
す。

- 会議は相互連携の場として設けており、ネットワークの構築を進めています。地区の訪問調査により地域課題を抽出し、見守り支援活動などの必要な支援を立案・実施しています。

<メリットや実感している効果>

- 施設でのルールを利用者と意見を出し合いながら決めることで、一緒に取り組んでいるという機運醸成を図り、身近な居場所として浸透してきています。
- 来所されている住民同士の「できること」と「して欲しい」ことがつながり、相互に支え合う関係も生まれています。
- 来所された方々とお手玉を作り、近隣の小学校へ寄付するなど、活動を通して小学校との関係を築いています。

また、来訪する子供について気になることがあれば、小学校へ報告するなど、連携を図ることができてきています。



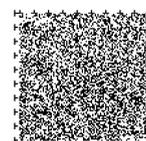
イ 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進

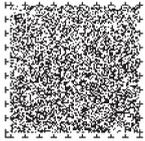
【現状と課題】

- 社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人であり、社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的役割を果たすだけでなく、既存の制度の対象とならない地域住民の抱える多様な福祉ニーズに対応していくことを本旨とする法人です。
- 平成 28 年の社会福祉法の改正において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、社会福祉制度改革の一つの柱として、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設されました。都は、社会福祉法人が制度改革に対応できるよう、「地域における公益的な取組」を始めとした改正内容の周知や説明会を開催する等、必要な支援を行ってきました。
- 社会福祉法人には、これまで培ってきた福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の関係者や他の社会福祉法人とのネットワーク等を活かしながら、「地域における公益的な取組」の実践により、地域共生社会の実現に積極的に貢献していくことが期待されています。

【取組の方向性】

- 社会福祉法人が、地域の福祉ニーズに対応した「地域における公益的な取組」の実施により地域社会へ貢献できるよう、区市と連携して、取組事例の収集・提供等、支援の充実を図ります。





事例

オール社会福祉法人で地域のニーズに応える ～東京都地域公益活動推進協議会の取組～ 「はたらくサポートとうきょう」

<取組に至った背景>

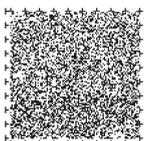
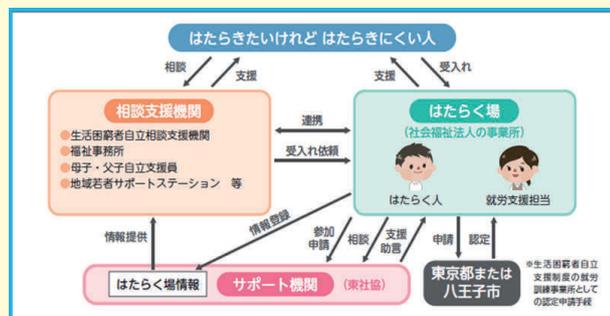
- 東京都社会福祉協議会では、平成 28 年 9 月に「東京都地域公益活動推進協議会（以下「推進協」という。）」を設立しました。その背景には、社会福祉法人をめぐるイコールフットリングや課税問題、社会福祉法の改正といった経緯もありましたが、社会的孤立や排除、複合的なニーズの増大など、地域で様々な問題が起こる中、全ての社会福祉法人がその使命を自覚し、地域共生社会の実現を目指して、地域住民とともに地域の課題解決に取り組むために立ち上がったものです。

<取組内容>

- 現在、推進協では、各社会福祉法人（第 1 層）、区市町村域の連携（第 2 層）、広域（東京都全域）の連携（第 3 層）といった 3 層による取組で、地域公益活動を推進しています。
- このうち、第 2 層（区市町村域）では、区市町村社会福祉協議会が事務局となり、地域内の社会福祉法人・事業所に声かけをして集まる場を設け、勉強会やアンケート、意見交換などを通じてネットワークづくりを進めています。既に都内の各地において、地域内の法人・施設の連携により、なんでも相談窓口の設置、子供食堂・学習支援などによる子供の貧困への対応、居場所づくり、災害に備えた対応など、地域のニーズに応じた多様な取組が始まっています。
- 第 3 層（広域）の取組は、地域を超えて共通するニーズ、広域支援の必要があるニーズに対応する活動を実施することを目的にしています。推進協では、平成 27 年度より施行された生活困窮者自立支援事業のうち、当時、まだ申請の少なかった「就労訓練事業」に社会福祉法人が率先して取り組むことを目指して、平成 28 年度より中間的就労推進事業「はたらくサポートとうきょう」を開始しました。
- 「はたらくサポートとうきょう」では、仕組みづくりや受入れ担当者研修の実施、相談機関への「はたらく場情報」の提供など、「はたらく場」を提供する社会福祉法人の事業所の取組をバックアップしています。そのことにより、事業所が就労支援の関係者等と協力しつつ、「はたらきたいけれどはたらきにくい人」が働けるよう支援しています。

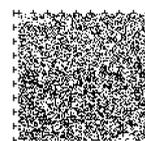
<受入れ事例>

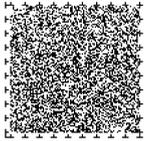
- 世田谷区にある社会福祉法人大三島育徳会の博水の郷（特別養護老人ホーム）では、推進協



の「はたらくサポートとうきょう」に参加して、「はたらかたいけれどはたらしにくい人」を受け入れています。また、生活困窮者自立支援事業の認定就労訓練事業所としても登録しています。

- 受入れに当たっては、世田谷区の生活困窮者自立相談支援機関の就労支援担当者と常に連絡を取りながら、本人の状況に応じて仕事を切り出し、交通費や昼食などを法人が負担し、本人に寄り添い、支援を行っています。本人の様子から家族の支援が必要なときは、福祉事務所など区内の関係機関と連携しています。中間的就労の場での支援を経て、自信をつけて、他の職場（一般就労）に巣立った人もいます。

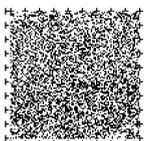




ウ 地域福祉コーディネーターの活動支援

【現状と課題】

- 住民同士の支え合いによる地域福祉活動を進めるためには、住民間や住民と関係者をつなぐネットワークづくり、地域の福祉課題を解決するための資源の開発を進める必要があります。
- 地域福祉コーディネーターは、こうした役割を担う人材として、東京都社会福祉協議会において養成研修を実施するとともに配置促進に向けた取組を行っており、区市町村社会福祉協議会において配置が進められています。
- 地域福祉コーディネーターの主な活動内容は、住民のニーズや地域のニーズを把握し、ネットワークを構築して支援が必要な人を行政や専門機関などに適切につなぐことであり、住民への「個別支援」と地域づくりを行う「地域支援」が大きな役割となっています。
- 「個別支援」は、制度のはざまにある課題や複雑な課題を抱えた住民に寄り添って支援する「直接支援」と、地域住民や関係機関、行政等と連携して個人を支援する「間接支援」に分けることができます。
- 「地域支援」は、地域や地域住民のニーズ、資源等を把握する関係形成が重要であり、住民主体の活動や仕組みづくりなどの立上げ支援、運営が軌道に乗るまでの寄り添い型の支援を行うことで、住民が自主的に活動を発展できるよう支援することを目指すものです。
- また、地域福祉コーディネーターには、地域住民等による解決が困難な課題を区市町村が整備する多様な支援体制につなげたり、つなぎ直したり、新たな仕組みづくりを提起したりする役割も期待されます。
- こうした地域づくりを担う人材は、地域福祉コーディネーターのほか、介護保険制度による生活支援コーディネーターなど、役割が重なる専門職等がいます。
- そのため、都内における地域福祉コーディネーターの配置状況は地域の実情によって様々であり、専任で配置している地区、生活支援コーディネーターと兼務で配置している地区、他の業務と兼務している地区、コーディネーターの配置ではなく地区担当制を導入して地域福祉活動を進めて



いる地区などがありますが、配置に至っていない区市町村も多く見られません。

- 区市町村社会福祉協議会が、地域福祉コーディネーターの配置について地域の関係者の協力や行政の支援を受けるためには、コーディネーターによる活動の記録や事例を検証し、活動内容を可視化しておくことが有効です。

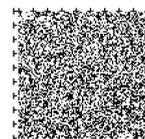
【取組の方向性】

- 都はこれまで、地域福祉コーディネーターを配置する区市町村を、包括補助事業により支援してきました。
- 国は、区市町村を実施主体とした生活困窮者自立支援に関する補助事業として、平成27年度に「地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業」、平成28年度に「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」、平成29年度に「地域力強化推進事業」を開始しました。
- これらの事業は、地域福祉コーディネーターの配置を含め、住民が主体的に地域課題を解決する体制づくり、複合化・複雑化した課題に対応するための包括的・総合的な相談体制づくり等に活用することができるとされており、区市町村には、こうした財源を積極的に活用して、住民主体の課題解決体制づくりに取り組むことが期待されます。

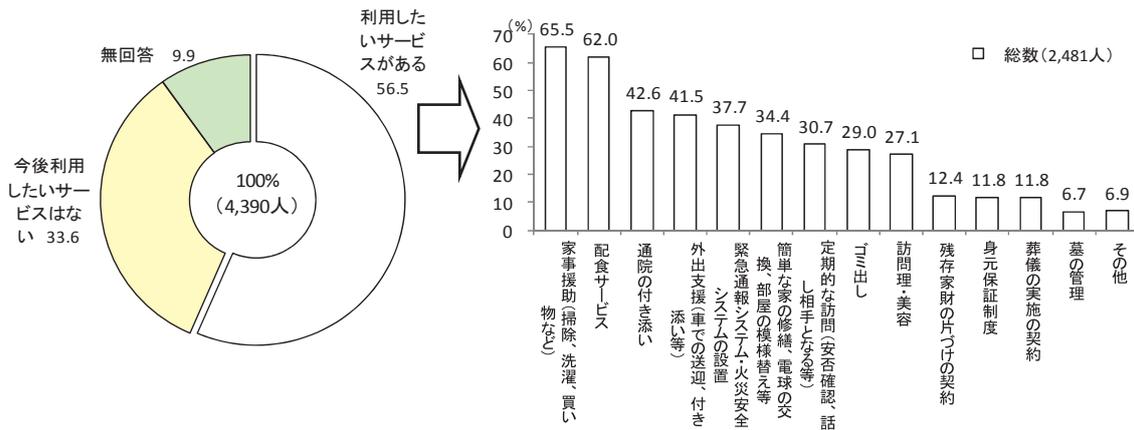
エ 高齢者への生活支援サービスの充実

【現状と課題】

- 一人暮らしや高齢者のみの世帯であっても、高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続するためには、介護や医療のサービス提供のみならず、食事の用意、見守り、日常生活上のちょっとした困りごとへの対応など、多様な生活支援サービスが欠かせません。
- 都内の高齢者にこのような生活支援サービスの今後の利用意向を聞いたところ、約6割の方が利用したいと考えており、中でも、「家事援助（掃除、洗濯、買い物等）」、「配食」、「通院の付き添い」などのニーズが高くなっています。

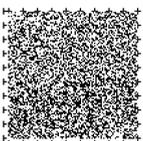


＜生活支援サービスの今後の利用意向について＞



資料：東京都福祉保健局「平成 27 年度東京都福祉保健基礎調査 高齢者の生活実態」

- 今後、様々な生活上の困りごとへの支援が特に必要となる一人暮らしの後期高齢者が大幅に増える見込まれており、生活支援サービスを充実していくことが求められます。
- 地域で高齢者の在宅生活を支えるサービスには、介護保険制度や区市町村の事業として行われているサービスのほか、民間事業者の独自サービスや地域住民の支え合いで提供されているものなどがあります。生活支援サービスの充実に当たっては、そうした地域の多様な資源を把握・情報提供する一方で、多くの高齢者が自らも担い手となり、地域住民の互助を基本としたサービスが積極的に展開されることも期待されます。
- 平成 27 年 4 月の介護保険制度改正では、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を担う生活支援コーディネーターの配置と、多様な主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進する協議体の設置などが地域支援事業に位置付けられました。
- 現在、第 1 層として区市町村区域、第 2 層として日常生活圏域（中学校区域等）のそれぞれのエリアで生活支援・介護予防の体制整備が進められていますが、区市町村によって取組状況は異なります。



＜都内における生活支援コーディネーター配置自治体数＞

	少なくとも 1層・2層 どちらかを配置	1層を配置	2層を配置
区部	21	20	13
市町村部	30	30	14
合計	51	50	27

(注) 1層・2層を兼任のコーディネーターについては、1層に計上

＜都内における協議体設置自治体数＞

	少なくとも 1層・2層 どちらかを設置	1層を設置	2層を設置
区部	18	17	13
市町村部	22	19	12
合計	40	36	25

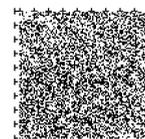
資料: 東京都福祉保健局高齢社会対策部作成

(注) 平成29年6月時点

【取組の方向性】

- ボランティアや、NPO、民間事業者等を活用して配食や見守りなどの生活支援サービスを提供する区市町村の取組を支援します。
- 「団塊の世代」をはじめとする高齢者を生活支援サービスの担い手として位置付け、高齢者の活躍の場をつくり、生活支援サービスの充実と介護予防の両立を図る区市町村の取組を支援します。
- 生活支援コーディネーターの養成研修を実施するとともに、各区市町村の生活支援体制整備に係る情報共有を図ることにより、区市町村において生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置が適切に行われ、生活支援サービスの充実に向けた取組が効果的に行われるよう支援します。
- ビジネスで培った経験や専門性を生かした企業人等のボランティア活動である「プロボノ」も活用し、生活支援や介護予防など地域包括ケアシステムの構築に資する地域貢献活動の活性化を図ります⁸。

⁸プロボノによる支援の内容は、「東京ホームタウンプロジェクト」のホームページに掲載 (<http://hometown.metro.tokyo.jp/>)



(3) 身近な地域の居場所づくり

ア 高齢者のサロン活動の推進

【現状と課題】

- 都内では、一人暮らしの高齢者が増加しています。長期にわたり一人暮らしを続けることにより、社会や地域とのつながりが希薄になってしまうこともあります。地域社会の中で、自分の居場所や立ち寄れる場所がないため、閉じこもりがちになる高齢者もいます。

【取組の方向性】

- 高齢者の孤立化や閉じこもり防止のため、気軽に立ち寄り、参加できるサロンを整備する区市町村を支援するなど、「地域における居場所づくり」に取り組みます。

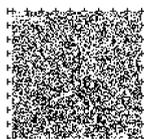
イ 子供の居場所づくり

【現状と課題】

- 子供が気軽に立ち寄ることができ、食事の提供や学習支援等を行う居場所を設置し、地域全体で気になる家庭への見守りを行う体制を整備する必要があります。

【取組の方向性】

- 区市町村が民間団体等と連携し、子育て家庭の状況を把握して、必要な援助につなげるための支援員を配置し、学習支援や食事の提供、保護者への援助などを一体的に行う居場所づくりを支援します。
- また、区市町村では、支援を必要とする子供と家庭に対し、居場所づくりや食事の提供、学習支援等、様々な取組を実施しており、これらの取組を一層促進するため、民間団体の事業立上げから運営までの相談支援や、立上げの際の初期経費の助成等を行う区市町村を支援します。
- 子供食堂の運営を支援するため、NPO の団体等に対する支援も実施します。



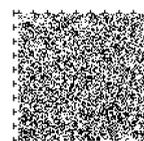
ウ 誰もが集えるサロン活動の推進

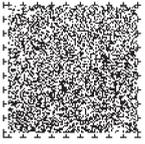
【現状と課題】

- 現在、都内の各地では、区市町村社会福祉協議会を中心として、ボランティアや民生委員・児童委員等の協力の下、高齢者サロンや子育てサロン、障害者サロンなど様々なサロン活動が行われています。
- こうした対象者別の居場所づくりに加え、地域生活課題が複雑化・多様化し、複合的な課題を抱える住民が増加している中で、住民の誰もが気軽に立ち寄れる居場所を整備する必要があります。
- 現在、区市町村社会福祉協議会が配置する地域福祉コーディネーターが中心となり、住民主体のサロン活動の立上げ支援や運営支援を行い、成功している例が見られます。これらのサロンでは、誰もが気軽に立ち寄れるようにすることで、窓口で相談者を待っているだけでは把握できない住民の困りごとに気づき、必要に応じて行政や専門機関等の支援につなげています。また、地域福祉コーディネーターと地域住民との話し合いを通じて、住民主体の新たな活動が生まれるなど、地域活動に欠かせない拠点となっています。
- これらの居場所をいつでも気軽に利用できるようにするためには、同じ場所で常時開設する必要がありますが、公民館や生涯学習センター等の公的施設を活用する場合、そのほとんどが施設の空き時間や空きスペースを利用した特定の曜日・時間の開設にとどまっています。
- 常時開設することが可能な空きスペースを確保するためには、既存施設の利活用だけでは限界であり、民間所有の建物・施設なども有効活用する必要があります。

【取組の方向性】

- 地域福祉の向上や地域づくりを目指し、地域住民同士がつながり、助け合えるよう、高齢者・障害者・母子・子供など、誰もが気軽に立ち寄ることのできる多世代交流拠点を整備する区市町村の取組を支援します。





事例

こまじいのうち

文京区駒込地区町会連合会

- 平成 25 年 10 月、空き家を活用し、赤ちゃんからお年寄りまで全ての世代が集う多世代地域交流の場としてスタートしました。
- 開設のきっかけは、駒込地区町会連合会の定例会で、町会長たちが「地域の人々が皆顔なじみでふれあいが多かった昔」を懐かしむ話から、「空き家があったら交流できる場をつくりたい」という声が上がったことでした。その話を聞いた当時町会副会長であった秋元さんから、自分の持っている空き家を活用してもいいと申し出があり、駒込地域活動センターの所長と文京区社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターが協力することになりました。
- 立上げに際しては、地域福祉コーディネーターを通じて地域の民生委員、話し合い員、青少年委員等地域で活動している方々に広く協力を依頼し、実行委員会で名称、プログラム案、参加費等の検討を行いました。
- プログラムは、お茶を飲みながらおしゃべりをする「カフェこま」を基本とし、「脳トレ健康麻雀」「ビーズ教室」「子供食堂」など、参加者の発案を取り入れた様々な活動を行っています。
- 利用する方の年齢層が幅広いことも特徴であり、世代間交流を行うことで、お互いに刺激が生まれたり、子供にとっては安心して地域の人々と触れ合う機会になっています。
- スタッフにとってもこまじいのうちは、これまでの人生経験を活かしてやりたいことのできる自己実現の場や、定年退職後の第二の活躍の場になっています。毎月 1 回の会議で、情報交換や進行状況、問題解決のための話し合いを行っています。
- 年々利用者も増え続け、今後の自立自転の活動を模索していた折、民間企業からの寄付等により、平成 28 年度にこまじいのうちのリノベーション工事を行い、平成 29 年度にはこまじいのうちの隣に 3 歳未満の子供と保護者が集う「こまびよのおうち」をオープンしました。
- まずは拠点を立ち上げることで、自然と周囲に活動と、それを支える人の輪が広がることを実感しています。
- 現在では、単なる地域住民のふれあいの場にとどまらず、地域福祉コーディネーターを核とした地域課題解決の場にもなっています。地域福祉コーディネーターを通して、子供家庭支援センター、地域包括支援センター、保健師等の行政機関から入った相談を、この場を活用して解決していく、またはその反対に、この場で気付いた課題を行政機関につなげるという体制ができ上がっています。

